

仕 様 書

- 1 件名
動物由来細菌の薬剤感受性検査等補助業務（労働者派遣業務：単価契約）
- 2 業務内容
農林水産省動物医薬品検査所（以下「当所」という。）動物分野 AMR センター担当者の指示の下、以下の業務を行う。
 - （1）動物由来細菌（病原細菌を含む。）の薬剤感受性試験
 - （2）動物由来細菌（病原細菌を含む。）の同定及び性状検査（遺伝子検査を含む）、菌株の保存
 - （3）エクセル等における検査データの入力、及びワード、パワーポイント等による成績の取りまとめ
 - （4）これらの関連業務
- 3 人数
1名
- 4 勤務期間
令和7年4月1日から令和7年8月31日
- 5 勤務場所
 - （1）東京都国分寺市戸倉1-15-1
農林水産省動物医薬品検査所
 - （2）派遣労働者の自宅等
ただし、指揮命令者が特に指示した場合に限るものとする。
- 6 勤務日及び勤務時間
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日を除いた日
9時～17時（休憩時間12時から13時までの1時間）までの7時間
総労働時間は728時間を基本とする。
時間外勤務あり（1日5時間、1箇月45時間、1年360時間を限度とする。）
- 7 技能要件
次の全ての要件を満たす者であること。
 - （1）大学の農学系、生物系又はバイオテクノロジー関連学科の卒業者、臨床検査技師等で、細菌関連の十分な知識を有していること。
 - （2）薬剤感受性試験（微量液体希釈法、ディスク法、寒天培地希釈法）を実施した経験があること。
 - （3）微生物の取扱い経験を1年以上有し、微生物の取扱い、無菌操作に精通していること。
 - （4）ワード及びパワーポイントの基本的な操作、並びにエクセル等でのデータ入力ができること。
 - （5）業務上知り得た情報については秘密を守ること。
 - （6）当所職員と業務に必要な連絡、報告、指示の確認等のコミュニケーションが円滑に遂行できる能力を身につけていること。
 - （7）庁舎内に勤務する上で、公務の一端を担う立場として必要なマナー、接遇等の知識・能力を身につけていること（挨拶、敬語が適切に使える等）
 - （8）庁舎内に勤務する上で、勤務に適した服装、髪型等ができること。
- 8 賃金等の待遇に関する情報
均等・均衡方式による場合、及び労使協定方式による場合の情報について、契約方式を決定している場合には、その方式の情報を当所から提示する。
- 9 その他
作業及び事務並びに自宅等での勤務に伴い、必要な機器及び消耗事務用品等は当所にて貸与する。